

担い手不在集落の解消

(11) 日本型直接支払制度の取組拡大 (12) 地域が必要とする多様な担い手の確保

農山漁村振興課

1 目指す姿と取組のポイント

【令和6年度までに275以上の集落で担い手不在を解消】

- 県内には担い手不在集落が約960集落あり、こうした集落では農業者の高齢化や離農が更に進んだ場合、農地の維持が困難になりかねない。
- 県では、こうした集落で将来の営農体制について議論を促すことや中山間直払・多面的機能支払の取り組み推進、多様な人材の確保・育成などにより担い手不在集落の解消に取り組んでいる。
- 令和5年度実績見込み
 - 担い手不在集落における日本型直接支払新規取組数 6集落
 - 担い手不在集落解消数 14集落

2 取組の進め方と令和6年度予算事業

(1) 担い手不在集落での話し合い、共同活動の促進

- ①日本型直接支払交付金(国) 2,953,640千円(2,953,118千円)
中山間地域における農業生産活動を通じて農地を保全する農業者や農地、水路などの地域資源を守り、農村の有する多面的機能保持に取り組む共同活動を支援
 - ・中山間直接支払交付金：(田の場合)8千円～21千円/10a(広域化等の加算)3千円/10a
 - ・多面的機能支払交付金：(田の場合)3千円/10a(水路等の補修実施)2.4～4.4千円を追加
- ②地域計画策定推進緊急対策事業(国) 31,671千円(28,952千円)
地域農業の将来像(地域計画)の策定に向けた県、市町村及び農業委員会の活動への支援
- ③複数集落での担い手確保支援(県) 1,000千円(1,000千円)
担い手不在解消に向けた複数集落のエリアでの活動費等を支援
- ④担い手不在解消推進費(県) 1,320千円(1,320千円)
各地域で担い手不在集落の解消に向けた研修会や検討会、先進地視察等を実施

(2) 集落営農組織の設立

【方向】集落での検討や必要な機械導入の支援に、小規模の基盤整備も組み合わせた総合的な営農環境の整備により、集落営農組織の設立を促進

- ①営農の組織化等に関する支援(県) 62,254千円(39,854千円)
担い手不在集落における任意組織設立や組織の法人化、さらには広域連携に必要な話し合い経費や営農機械の導入費を助成
 - 【任意組織設立】
 - 話し合い経費：1/3以内 上限 66千円
 - 機械導入支援：1/3以内 上限 1,666千円
 - 【法人化・広域連携】
 - 話し合い経費：1/2以内 上限 1,000千円
 - 機械導入支援：1/3以内 上限 3,333千円
- ②小規模な生産基盤整備の支援(国・県) 360,677千円(293,945千円)の内数
担い手不在集落における暗渠排水などの生産基盤整備にかかる農家負担を軽減
 - 【基盤整備】農地耕作条件改善事業：(要件)総事業費2,000千円以上、受益者2者以上等(国)
 - 【負担軽減】県単農地集積促進事業：上記事業を実施し、担い手不在が解消されれば事業費の12.5%分を農家に促進費として交付(県)

(3) 近隣の担い手によるカバー

【方向】 集落側の近隣の担い手への期待は大きいですが、担い手不在集落へ出かけて農業経営を行うことはコスト高などが課題。
R3から営農経費等の受け手支援を強化して取組を促進

【農地の出し手支援】

- ①農地中間管理機構集積協力金（地域集積協力金）（国）83,235千円（83,136千円）
担い手への農地集積、集約化や荒廃農地の解消を加速するため、農地中間管理機構に農地を貸し付ける農家に対して協力金を交付
農家協力金：10千円～34千円/10a

【農地の受け手支援】

- ②近隣の担い手による営農支援（県） 19,167千円（30,833千円）
近隣の担い手が担い手不在集落の一定面積以上の農地で営農を開始する際に支援
担い手への交付金：500千円/集落 機械導入支援：1/3 上限 3,333千円
- ③担い手への農地集積促進事業（県） 23,000千円（23,000千円）
経営規模拡大を図る担い手の農地集積を支援
集積促進費：15千円～20千円/10a

(4) 定年帰農者等の多様な担い手確保

【方向】 認定新規就農者などの従来の「担い手」に加え、定年帰農者や集落営農の担い手（雇用、オペレーター等）、半農半Xなどの「多様な担い手」の確保を進める

- ①定年等帰農者の営農開始・定着を支援（県） 18,374千円（26,060千円）
担い手不在集落で農業を行う者の経営確立を支援
対象年齢：（見直し前）65歳未満（見直し後）67歳未満【要件見直し】
事業採択から5年以内に農業所得を概ね280万円
交付金：60千円/月（最長2年） 機械導入支援：1/3 上限 3,333千円
- ②集落営農組織の担い手確保支援（県） 5,640千円（3,120千円）
・法人として就農希望者を雇用し、技術や知識を習得させるために必要となる研修費用を助成
対象年齢：（見直し前）65歳未満（見直し後）67歳未満【要件見直し】
研修費助成：50千円/人/月（最長2年）
・オペレーター等で集落営農組織に参画し、かつ自らも経営する農業者（半農半集落営農）を支援
交付金：60千円/月（最長2年）
対象年齢：（見直し前）50歳～65歳未満（見直し後）67歳未満【要件見直し】
- ③多様な担い手の確保支援（県） 10,380千円（10,380千円）
・半農半Xを実践するUIターン農業者の研修費用等を助成
対象年齢：（見直し前）65歳未満（見直し後）67歳未満【要件見直し】
就農前：120千円/月（最長1年） 就農後：最大60千円/月（最長1年）
機械導入支援：1/3 上限 1,000千円